

令和3年鉾田市農業委員会9月定例総会議事録

日 時	令和3年9月24日（金）午後1時56分					
場 所	福祉事務所 2階 会議室					
出 欠 状 況	番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠
	1番	櫻井 健一	欠	13番	菅谷 美尚	出
	2番	永井 司	欠	14番	飯岡 政一	出
	3番	富田 省三	欠	15番	城田 俊男	出
	4番	菊地 博	出	16番	出沼 丈夫	出
	5番	浜田 洋一	出	17番	海老原康廣	出
	6番	米川 完一	出	18番	菊川 俊雄	出
	7番	坪沼美知子	欠	19番	飯塚 康雄	出
	8番	菅谷 幸子	出	20番	郡司 光一	出
	9番	草野 克信	出	21番	浅野 登	出
	10番	箕輪美代子	欠	22番	鈴木 新吾	出
	11番	大貫 修一	出	23番	大久保 稔	出
	12番	宇佐見達夫	出	24番	小松崎善一	出
事 務 局	櫻井局長 井川局長補佐 酒井係長 鬼澤係長					
議 長	14番 飯岡政一（会長）					
議事録署名人	17番 海老原 康廣 18番 菊川 俊雄					
書 記	酒井係長					
議 題	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定, 移転を伴う転用許可について</p> <p>議案第4号 現況証明書の交付について</p> <p>議案第5号 農地改良協議に対する同意について</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第7号 農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について</p>					

	<p>そ の 他</p>
<p>事 務 局</p>	<p>(開 会)</p> <p>定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、令和3年鉾田市農業委員会9月定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>どうも、皆さん、こんにちは。忙しい中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。なかなか残暑も厳しい中、昨日、今日とこの暑い中、皆さん農作業をされている方は非常に大変だなと思います。何もしていなくても汗が出る今日この頃に、これだけの気温が上がって、やはり皆さん非常に大変な思いをしていると思います。台風のほうも水温が高いからということで発生して、本当に直撃しなければいいなと思いますけれども、なかなかこういう時代だから、どうまだ気象庁のほうでもどっちのほうを向くか定まらないような感覚でありますけれども、それとテレビ新聞報道でいろいろ騒がれております日本の最高責任者、総理大臣を決めるのに非常にマスコミも大分にぎわっておりますけれども、やはり総理大臣が決まれば、その人の頭で日本を動かすことができるわけでございますけれども、この日本が置かれている現状は、世界的にも非常に厳しい状況ではあります。</p> <p>その中で、我々農業委員会もこれからいろいろな場面にまた直面していると思います。いろいろ諸問題が3年、4年前から比べてくるといろいろな問題事が、今までに起きなかったような、そういう問題も出てくる事案も幾らかずつ出てきております。そういうことに対応して、これからはやはり農業委員会として鉾田市の優良農地をいかにどのような形で守るかがこの農業委員会に課せられたことではございますけれども、やはり優良農地が失われるということは、非常に寂しい限りでございます。その中でこの農業委員会でもやはりそういう優良農地を守ることで皆さんで議論していただいて、少しでもいい方向に向けばいいなと思っております。</p> <p>今日も何件かありますけれども、皆さんのひとつ慎重審議よろしくをお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>定例総会の議長につきましては、鉾田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いします。</p>

議 長	<p>ただいまの出席委員は19名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、銚田市農業委員会9月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりです。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。</p>
議 長	<p>次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。会議録署名人に、17番 海老原康廣 委員、18番 菊川俊雄 委員の両名を指名いたします。</p>
議 長	<p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の酒井係長を指名いたします。</p>
議 長	<p>議案の審議に入る前に諸報告を行います。</p> <p>新型コロナウイルス感染防止対策のため、1番 櫻井健一 委員、2番 永井司 委員、3番 富田省三 委員、7番 坪沼美知子 委員、10番 箕輪美代子 委員が欠席となります。</p>
議 長	<p>これより議事に入ります。</p>
	<p>(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)</p>
議 長	<p>議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許</p>

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>可について」を議題といたします。</p> <p>番号1番から番号17番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>議 長</p> <p>菊地博委員</p>	<p>番号1番から番号17番まで、ご説明いたします。申請件数につきましては17件、地目、田4筆、畑23筆、計27筆です。面積は10万6,998平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買が7件、普通贈与が5件、賃貸借が1件、使用貸借が2件、区分地上権が1件、特定遺贈が1件となっております。</p> <p>いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>濱田洋一委員</p>	<p>番号1番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>4番、菊地です。1番について説明します。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは、孫、祖母の間柄でございます。■■■さんが高齢になったための贈与ということ。■■■さんは葉物を中心とした農家であり、後継者も熱心に取り組んでおります。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>濱田洋一委員</p>	<p>続きまして、番号2番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>5番、浜田です。2番について説明します。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは親子です。このたび、譲受人、■■■■さんへの普通贈与ということ。■■■さんは15年以上農業に従事しており、最近は農業経営も任されて、農作業全般、そして農業経営も頑張っている。この辺で農地を譲って全部任せたいとのこと。よろしくご審議のほどをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号3番、番号4について地元委員の説明を求めます。</p>

<p>草野克信委員</p> <p>議 長</p>	<p>9番, 草野です。3番について説明いたします。</p> <p>賃借人, ■■■さんと賃貸人, ■■■んは知人の間柄で, 大和田に親戚のある■■■さんとの賃貸借がまとまったそうです。■■■さんは水稲, サツマイモ, サカキを栽培し, 経営面積も180アールあり, 今回経営規模拡大のため申請地にサカキを作付して, 営農型太陽光発電の営農部分を行うとのこと。以上のような理由から権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまので, よろしくご審議お願いいたします。</p> <p>続きまして, 4番について説明いたします。賃借人, ■■■と賃貸人, ■■さんは, 既に山林で太陽光発電の契約, 売電をしており, 今回申請地に区分地上権の設定を行い, 営農型太陽光発電の地上部の管理, 売電をするとのことでした。■■■は, 県内で数多くの太陽光発電施設を持ち, 大和田地区でも稼働しています。問題ないと思われまので, よろしくご審議お願いします。</p> <p>なお, この案件は, 5条申請の8番につながります。</p> <p>続きまして, 番号5番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>宇佐見達夫委員</p> <p>議 長</p>	<p>12番, 宇佐見です。5番について説明いたします。</p> <p>譲渡人, ■■■さんと譲受人, ■■■さんは, 同じ地区の知人の間柄です。■■■さんは相続でこの土地を取得しましたが, 農業は行っておらず, 現在は耕作放棄地になっています。■■■さんの水田がこの周りにあり, 1か所だけ■■■さんの土地になっていることから, 土地の利便性等々を考え, 土地を購入することになったそうです。特に問題のない案件かと思いまので, ご審議のほどをよろしくお願いします。</p> <p>続きまして, 番号6番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>出沼丈夫委員</p>	<p>16番, 出沼です。6番についてご報告いたします。</p> <p>譲渡人の■■■さんと譲受人の■■■さんは, 同じ塔ヶ崎地区で, 懇意にしている仲であるというようなことを伺っております。■■■さんが高齢になったため, なかなか田んぼの耕作ができないというようなお話がありまして, 地続きであります■■■さんが買い受けて水田を作るよというような話がまとまったというように伺っております。■■■さんも農業は難しいようなことは言っていたというような話なのですけれども, 地続きなもので, ぜひともというような話で, 円満に話が進んだことをご報告いたします。よろしくご審議をお願いいたします。</p>

議 長	続きますして、番号7番について地元委員の説明を求めます。
海老原康廣委員	<p>17番, 海老原です。番号7番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人, ■■■■さんと譲渡人, ■■■■さんは, 親の代から親交があり, このたび■■■■さんの経営規模拡大ということで, 売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんは水稲, ニンジン, ネミツバなどを中心とした農家であり, 経営面積も325アールであり, 後継者も熱心に取り組んでおります。つきましては, 農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので, よろしくご審議のほどをお願いいたします。</p>
議 長	続きますして、番号8番について地元委員の説明を求めます。
浅野登委員	<p>21番, 浅野です。8番について説明いたします。</p> <p>譲受人, ■■■■さんと譲渡人, ■■■■さんは, 近所同士でございます。このたび, ■■■■さんの経営規模拡大ということで, 売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんは葉物農家であり, 経営面積も650アールほどあり, 農作業に常時従事しており, 後継者も熱心に取り組んでおります。以上の理由から農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について何ら問題ないと思われまますので, よろしくご審議のほどをお願いいたします</p>
議 長	続きますして、番号9番, 番号10番について地元委員の説明を求めます。
菊川俊雄委員	<p>18番, 菊川です。まず, 9番についてご説明します。</p> <p>譲受人, ■■■■さんと譲渡人, ■■さんは祖母と孫の間柄です。■■■さんは, メロンとトマトで外国人も使い年間300日以上仕事に従事しており, 取得後も農作業事業を行うと認められ, 何ら問題はないなと思われまますので, よろしく審議のほどをお願いいたします。</p> <p>続きますして, 10番は, 9番と同じ, ■■■■さんから息子の■■■さんへの贈与ということで。何ら問題はないと思われまますので, よろしく審議のほどをお願いいたします。</p>
議 長	続きますして、番号11番から番号15番について地元委員の説明を求めます。
鈴木新吾委員	22番, 鈴木です。まず, 11番の■■■さんの案件ですけれども,

<p>議 長</p> <p>大久保稔委員</p>	<p>譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは知人の間柄でございます。このたび■■■さんの経営規模拡大ということで、田んぼを譲るといふことで、円満にまとまったということでございます。■■■さんは、野菜などを栽培している農家です。取得後は、レンコンを栽培するということ。つきましては農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまふので、よろしくご審議のほどをお願いしまふ。</p> <p>続きまして、12番の案件について説明いたしまふ。譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは知人の間柄でございます。■■■さんは現在、環境衛生社の経営に携わっております。このほど■■■さんからこの土地を買ってくれないかといふことで、売買契約が円満にまとまったということ。■■■さんは、取得後サツマイモなどを栽培するということ。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまふので、よろしくお願ひいたしまふ。</p> <p>続きまして、13番、これもやっぱり同じようなことで、■■■さんと■■■さんは知人のうちでございます。やっぱりこれも■■■さんがこの土地を買ってくれないかといふことで、買ひましようといふことで円満にまとまったということ。</p> <p>14番、この案件もやっぱり土地が家の周りにあつて、持ち主が分からなくて調べたところ、この書いてあるように新潟県の方で、調べてこの土地を買ふといふことで、売買が円満にまとまったということ。</p> <p>15番は、譲受人、■■■さんと譲渡人、亡くなつた■■■さんは親戚であり、■■■さんが生前に■■■さんに申請地を遺贈するといふ遺言書を公証役場で作成してあつたため、今回特定遺贈の農地法第3条により所有権移転を行うに至つたということ。■■■さんは、現在2町5反歩の田畑でメロンを中心に、サツマイモやネギも栽培しております。申請地についてもこれまで■■■さんが借りて作付を行つていたということ。農地下限面積、従事日数も農地法第3条第2項の許可要件を満たしているものと考えられまふので、ご審議のほどよろしくお願ひいたしまふ。</p> <p>続きまして、番号16番について地元委員の説明を求めまふ。</p> <p>23番、大久保です。16番について説明しまふ。</p> <p>借受人、■■■さんと貸付人、■■■さんは親子の関係です。■■■さんは次男に当たります。将来的に独立を考えているそうです。そのために父親の■■■さんとの間に使用貸借の契約を結び、独立に備えておきたいとのこと。何ら問題はないと思われまふ。審議のほどをよろしくお願ひしまふ。</p>
--------------------------	--

議 長	続きますして、番号17番について地元委員の説明を求めます。
小松崎善一委員	24番、小松崎です。番号17番についてご説明をいたします。借受人、■■■■さん、貸付人、■■■■さんはいとこ同士の関係でございます。このたび、借受人、■■■■さんが自分の農地に隣接する農地を借り受けてサツマイモを耕作して増収を図りたいというようなことでございます。譲受人は、農作業に300日以上従事しております、今後も耕作の事業を行うと認められ、つきましては農地法第3条第2項の許可要件について問題はないかと思われまますので、ご審議のほどをよろしく申し上げます。
議 長	番号1番から番号17番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。
大貫修一委員	11番、大貫です。■■■■さんの畑、農地を求めるもので、今作っている農地の買入れ農地合わせて5反歩以上ないというふうに思っていたのですけれども、これ4反四、五畝しかないのですけれども、これは大丈夫なのですか。
事 務 局	農地係長の鬼澤です。今回取得する農地の面積と、もともと持っている農地の面積を合わせて50アールを超えていれば取得要件を満たしているというふうになりますので、今回おっしゃっているのは、多分■■■■さんとあと■■■■さんの部分かなと思うのですけれども、どちらも今回取得する用地の面積を全て足し上げますと5反歩要件を満たしておりますので、農地法3条に適していると判断できるということになります。 あくまで載っているのは取得前の農地になりますので、今回取得するのを足し上げると5反歩を満たすという、そういう考え方があります。
議 長	どうでしょうか、ご理解いただけましたでしょうか。
大貫修一委員	はい。
議 長	では、番号1番から17番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。
小松崎善一委員	24番、小松崎です。つまらない質問で申し訳ないのですけれど

		も、今ここに出てきたのです、賃貸借と使用貸借というのが。私の理解で言うと、賃貸借というのはお金が発生して、使用貸借というのはお金が発生しないということなの、ということなのかちょっと事務局のほうで説明をお願いします。
事務局		今、小松崎委員のおっしゃっていたとおりでございます。賃貸借は、借主が土地所有者にお金を払って借りるということです。使用貸借というのは、お金はいいから管理も含めて土地を借り受けるというような形です。
議長		それでは、もう一度、番号1番から17番について質疑に入ります。質疑を許します。
		(質疑なしの声あり)
議長		それでは、質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号17番について申請どおり許可と決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議長		異議なしと認めます。番号1から番号17番を申請どおり許可と決定いたします。
		(議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について)
議長		続きますして、議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議長		番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事務局		番号1番、申請人、 XXXXXXXXXX 。 申請地、 XXXXXXXXXX 、地目、畑、面積356平方メートル。

<p>議 長 郡司光一委員</p>	<p>ル。同じく [REDACTED]，地目，畑，面積142平方メートル。 転用事由，まもなく定年退職をするので，現在の住宅を処分し，生誕地にて自己住宅を建築したい。転用計画，居宅（自己住宅）118平方メートル。 詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p> <p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
<p>議 長 出沼丈夫委員</p>	<p>20番，郡司です。1番について報告いたします。 去る9月15日に21番，浅野委員，22番，鈴木委員，20番の私と事務局2名で現地調査を行いました。申請地は1ページの左側の図でございます。申請地の場所の説明については，地元委員さんをお願いいたします。周囲はこの場所，都市計画区域内で，第1種住居地域ということで，農地区分としては第3種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積などいずれも適と認め，3人の総合意見として可と判断しましたので，ご報告いたします。</p> <p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>議 長 出沼丈夫委員</p>	<p>16番，出沼です。1番についてご報告いたします。 申請地は，銚田市の外周道路にあるなだろの点滅信号を左に入っまいますと市立第一保育所があります。保育所のフェンスの切れたところに農道がありまして，その農道を右に入り [REDACTED] [REDACTED]メーターぐらいのところに申請地があります。申請内容は，現在日立に住んでおりますが，定年退職後に生誕地の銚田に自己住宅を建築したいとのことです。農地転用許可基準から判断をいたしましても転用目的，位置環境，実現の確実性などいずれも適とみなされるようで，よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>（質疑なしの声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに，ご異議ありませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号1番、賃借人、 譲渡人、。申請地、 、地目、畑、面積1、776平方メートル。 転用事由、カンショの生産加工販売を営んでおり、事業拡大に伴い生産量、出荷量が増え、コンテナ・パレットが増量したため、申請地に農業用資材置場を整備したい。 転用計画、農業用資材置場としてコンテナ5,000個、これが450平方メートル、パレット1,300個、500平方メートル。契約内容は賃貸借です。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
<p>議 長 浅野登委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>21番、浅野です。1番について報告いたします。 去る9月15日に20番、郡司委員、21番、浅野、22番、鈴木委員と事務局で現地調査を行いました。場所については地図1ページ右側の位置です。詳しくは地元委員さん、お願いいたします。周囲は集団的に存在する農地の状況であり、農地区分としては第1種農地と判断しました。第1種農地ではありますが、農業用資材</p>

	<p>置場を整備し、使用するため例外的に認められる。農地転用許可基準から判断して転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
議 長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
大久保稔委員	<p>23番、大久保です。1番について説明します。 まず、現地調査員様、ご苦労さまでした。場所は1ページの右側になります。8月に申請のあった場所の隣になります。[REDACTED]さんは、カンショの生産、加工、販売を営んでおり、事業拡大に伴い生産量が増え、コンテナ、パレットが増えたため、申請地に農業用資材置場を整備したいとのことです。よろしく審議のほどをお願いします。</p>
議 長	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
事 務 局	<p>番号2番、譲受人、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]。 申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積942平方メートル。 事由、再生可能エネルギー固定買取制度による売電を行うため、申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置したい。転用計画、太陽光発電設備、パネル枚数156枚、パネル面積342.3平方メートル、全体面積942平方メートル。契約内容は売買です。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存</p>

	<p>じます。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
<p>鈴木新吾委員</p>	<p>去る15日に現地調査を行いました。申請地は山林に囲まれている位置になります。農地区分としては第2種農地と判断しました。詳しいことは地元委員にお願いします。農地転用許可基準から判断して転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>菅谷幸子委員</p>	<p>8番、菅谷が2番について説明いたします。 現地調査員の皆さん、ご苦労さまでした。地図2ページの左側になりますこの地域は、国道51号線から西のほうへ1キロぐらい入ったところの畑になります。譲受人[]は、太陽光発電事業のため、[]地区に太陽光発電設備を設置しております。譲渡人、[]さんも農業をしていないため、耕作不能の土地のためにこのほど売買契約がまとまったということです。よろしくご審議のほどをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号3番、使用借人、[]。</p>

<p>議 長</p>	<p>使用貸人、[REDACTED]。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積381平方メートル。 転用事由は、現在、実家にて両親と同居しているが、子供が成長し手狭になってきたので、申請地に自己住宅を建築したい。転用計画ですが、居宅（自己住宅）107.65平方メートル。契約内容は使用貸借です。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
<p>郡司光一委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>20番、郡司です。3番について報告いたします。 去る9月15日に現地調査を行いました。申請地は2ページ右側の図になります。申請地の場所については、地元委員さんによりしくお願いいたします。周囲は集団的に存在する農地の状況にあり、農地区分としては第1種農地と判断しました。集団的に接続して設置される自己住宅の一部として例外的に許可できると判断しました。農地転用許可基準から判断して転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>出沼丈夫委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>16番、出沼です。3番についてご報告いたします。 申請地は、県道鉾田佐原線の串挽地区にあります。鉾田青果市場の坂道を上り切ったところに[REDACTED]があります。その[REDACTED]が申請地となっております。申請人は現在実家に両親と同居しておりますが、子供の成長に伴いまして手狭になったため、現在住んでいる敷地とつながっている畑を親から子に受け、自己住宅を建築したいとのこと。農地転用基準から検討いたしましても転用目的、位置環境、実現の確実性などいずれも適と思われるので、よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありません</p>

		んか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議	長	続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事	務	番号4番、賃借人、
局		。賃貸人、。申請地、，地目、田、面積134平方メートル。
		事由、東関東自動車道の調整池工事のため申請地に仮設橋を設置し進入路として使用したい。転用計画は進入路として覆工板21枚、敷鉄板14枚。契約内容は賃貸借。こちら一時転用で、許可日から令和5年7月31日までとなっております。
		詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。
		以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
郡	司	20番、郡司です。4番について報告いたします。
光	一	去る9月15日に現地調査を行いました。申請地は3ページ左側の図になります。申請地の場所の説明については、地元委員さんにまたよろしくお願いします。周囲は集団的に存在する農地の地域にあり、農地区分としては第1種農地と判断しました。一時的な転用のため許可できると判断しました。農地転用許可基準から判断して転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
議	長	地元委員の説明を求めます。
出	沼	16番、出沼です。4番についてご報告いたします。
丈	夫	申請地は、鉾田小川線の塔ヶ崎地区になります。コメリの北側の農道が真ん中にあります。東関東自動車道の建設現場でもあり、この一部に自動車道路の調整池を整備するために仮設橋を設置し、

		<p>進入路を継続して使用したいとのことですので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議	長	<p>続きまして、番号5番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
事	務	<p>局 番号5番，譲受人，XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX。譲渡人，XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX。申請地，XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX，地目，田，面積190平方メートル。</p> <p>事由，東日本大震災で南側土留めが崩れて倒壊のおそれがあったため，農地転用の許可を得ず，倒壊防止のため土留めとして盛土をして補修していたため，是正の申請をしますということです。転用計画は土留め，盛土65立方メートル。契約内容は売買。始末書添付となっております。</p> <p>詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
郡司光一委員		<p>20番，郡司です。5番について報告いたします。</p> <p>去る9月15日に現地調査を行いました。申請地は3ページの右側の図になります。申請地の場所については，また大変でも地元委員さんよろしくお願いいたします。周囲は集団的に存在する農地の地域にあり，農地区分としては第1種農地と判断しました。集落に接続して設置される自己住宅の一部として例外的に許可でき</p>

<p>議 長</p>	<p>ると判断しました。農地転用許可基準から判断して転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
<p>出沼丈夫委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>16番、出沼です。5番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、塔ヶ崎新道にあるコメリ銚田店の北側にあり、旧塔ヶ崎住宅地です。現在は東関東自動車道の工事現場の手前側になります。■■■さん宅は、道路側から10メートルぐらいの幅で盛土をした敷地であります。高さも2メートルから3メートルぐらいあります。砂礫土で埋めたため、大きな地震や大雨のときに土が流れ落ちてしまい、家にも被害を受けたときもあるそうです。そのようなことから、南側土留めが崩れて崩壊のおそれがあったため、農地転用の許可を得ずに倒壊防止のため土留めとして盛土をして補修していたために是正の申請をしたいと考えたとのことです。よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号5番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号6番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号6番、譲受人、■■■■■■■■■■。譲渡人、■■■■■■■■■■。申請地、■■■■■■■■■■。地目、畑、面積1,561平方メートル。転用事由、再生可能エネルギー固定買取制度による売電を行う</p>

	<p>ため、申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置したいということです。転用計画は太陽光発電設備、パネル枚数230枚、パネル面積が463平方メートル、全体面積が1,561平方メートルです。契約内容は売買。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長 鈴木新吾委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>22番、鈴木です。去る15日に現地調査を行いました。申請地は山林に囲まれている位置にあります。農地区分としては第2種と判断いたしました。詳しくは地元委員にお願いいたします。農地転用許可基準から判断して転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしました。ご報告いたします。</p>
<p>議長 城田俊男委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>15番、城田です。番号6番の説明になります。</p> <p>現地調査員の方ご苦労さまでした。場所は4ページの左です。地図の左下の道路は、右側に行きますと畑田中央の信号に出ます。左側に行きますと安塚の信号に出まして、大竹方面なんかへ向かう信号になります。申請地の北へ出ます道路は、丁字路のところの手押し信号になりますけれども、向かいます、旧新宮小及び西光院の下の坂道の場所を通り過ぎまして、申請地は■■■■のところにあります。それを直進しますと、ぐるっと小高根の方面に行きます。譲渡人、■■■■さんは、申請地を20年ぐらい前に手に入れたのですが、その申請地はサツマイモ、米等を作っていた人が費用等の資金繰りが大変だとして支払いができずに手放した物件でありまして、それを手に入れたものです。その後、その場所の近所の方が米の苗とかサツマイモの苗を作る場所として無償で借りていたものでございます。その場所を■■■■さんに手放して太陽光の発電の設備を造るということになりました。売買的には問題ないと思いますので、ご審議のほどをよろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p>

	<p>これより採決いたします。 番号6番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号6番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、番号7番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
事 務 局	<p>番号7番、使用借人、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED]。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積290平方メートル。続きまして使用貸人、[REDACTED]。申請地、[REDACTED]の一部、地目、畑、面積139平方メートル。 事由、現在実家にて両親と同居しているが、子供が生まれ手狭となったため、申請地に自己住宅を建築したい。転用計画は居宅(自己住宅)54.04平方メートル。契約内容は使用貸借です。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
議 長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
浅野登委員	<p>21番、浅野です。7番について報告いたします。 申請地は地図4ページ右側の1になります。詳しくは地元委員さんお願いいたします。周囲は集団的に存在する農地の状況であり、農地区分としては第1種農地と判断しました。集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可できる。農地転用許可基準から判断して転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
議 長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
大貫修一委員	<p>11番、大貫です。7番についてご説明いたします。 現在調査員の方々、ご苦労さまでした。地図は6ページの右側になります。JA祭典の手前、これ県道なのですけれども、日産プリ</p>

	<p>ンスの手前の南側の道を西側へ [redacted]メートルほど行ったところになります。譲受人、[redacted]さんと譲渡人、[redacted]さんは親子の間柄であります。このたび[redacted]さんの自己住宅建設ということであります。[redacted]さんは現在[redacted]勤務であり、[redacted]に勤めているそうです。現在子供はまだ小さいそうですが、将来子供をたくさん持ちたいということで、現在の家では手狭になるので、家の隣に住宅を建設したいとのことなんです。残念なことに排水が敷地内処理となりますけれども、皆さん、よろしくご審議のほどをお願いします。</p>
議 長	<p>番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号7番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号7番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>続きますして、番号8番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
事 務 局	<p>番号8番、賃借人、[redacted]。 [redacted]。賃貸人、[redacted]。 [redacted]。申請地、[redacted]の 一部、地目、畑、面積1.48平方メートル。 事由、農地を有効利用するために、申請地を借り受けて営農型太陽光発電設備を設置したい。転用計画は営農型太陽光発電設備、パネル300枚、パネル面積492平方メートル。下部農地面積788平方メートル。全体面積1,399平方メートル。契約内容は賃貸借。一時転用で許可の日から3年間ということになっております。作目はサカキとなっております。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。以上でございます。</p>

議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
浅野登委員	21番, 浅野です。8番について報告いたします。
	申請地は地図5ページ左側の位置になります。詳しくは地元委員さんお願いいたします。周囲は集団的に存在する農地の状況であり, 農地区分としては第1種農地と判断しました。一時的な転用であるため許可でき, 農地転用許可基準から判断して転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積などいずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, ご報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
草野克信委員	9番, 草野です。8番について説明いたします。
	現地調査員の皆さん, ご苦労さまでした。申請地は地図5ページの左側です。県道茨城鹿島線で大和田地区に入り, 旧大和田小学校入り口200メートル先を右折して■■■■メートルほど先をまた右折したところ。3条で説明したとおり, ■■■■と■■■■さんとの賃貸借がまとまったそうです。申請地の前後に自社保有の大規模太陽光があり, 今回は農地を有効利用するためにサカキを作付して営農型発電設備を設置するとのこと。問題のない案件ですので, よろしくご審議お願いします。
議 長	番号8番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号8番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号8番を申請どおり許可と決定いたします。
	(議案第4号 現況証明書の交付について)

議 長	<p>続きますして、議案第4号 「現況証明書の交付について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
事 務 局	<p>番号1番, 申請人, ██████████ ██████████。届出地, ██████████, 台帳地目, 畑, 面積1, 117平方メートル。同じく██████████, 台帳地目, 畑, 面積1, 288平方メートル。現況, 太陽光発電設備。許可年 月日, 令和2年12月25日, 確認年月日, 令和3年9月15日。 転用事実証明となります。 以上でございます。</p>
議 長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
鈴木新吾委員	<p>去る15日に現地調査を行いました。1番についてご報告いた します。 現地確認したところは, 現在太陽光発電中で, 事業中でありまし た。3人の総合意見として現況証明書の交付は可と判断いたしま したので, 報告いたします。</p>
議 長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
菅谷幸子委員	<p>8番, 菅谷が1番について説明いたします。 現地調査員の皆さん, ご苦労さまでした。地図5ページの右側に なります。調査員の方は太陽光発電設備中とおっしゃいましたが, 私が確認したところ, もう完全に仕上がっております。この場所 は, 国道51号線より西側に入った山の中にある畑の中に設置さ れております。とてもきれいに整備されておりました, 隣の畑等も 問題ないと思われれます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに, ご異議あ</p>

		りませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。
議	長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事	務	番号2番, 申請人, [REDACTED]
局		[REDACTED]。届出地, [REDACTED], 台帳地目, 畑, 面積1,051平方メートル。同じく汲上田道3384, 台帳地目, 畑, 面積1,150平方メートル。現況は太陽光発電設備となっております。許可年月日は令和2年12月25日, 確認年月日は令和3年9月15日。転用事実証明となります。 以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
鈴木新吾委員		22番, 鈴木です。2番について報告いたします。 去る15日に現地調査を行いました。場所については, 地元委員からお願いします。令和2年12月25日に農地転用許可を得たものです。現在確認したところ, 先ほど菅谷さんの話すとおり, 発電しておりました。3人の総合意見として現況証明書の交付は可と判断いたしましたので, 報告いたします。
議	長	地元委員の説明を求めます。
菅谷幸子委員		8番, 菅谷です。1番の案件と同じところの場所にありまして, 全く同様のものなのですが, 会社名だけが違っているという感じで, その[REDACTED]地区の山の中にある会社のところの太陽光発電設備であります。先ほども申したとおりきれいに仕上がっておりまして, 隣の畑との間にもきれいに問題なく草が出ないように下に敷いてあって, 近所の人から何か言われるというようなこともなく, どちらかといえば控え目に造ってあるように私は見えました。どうぞご審議のほどよろしく願いいたします。
議	長	番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。

議 長	<p>(質疑なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。</p>
	<p>(議案第5号 農地改良協議に対する同意について)</p>
議 長	<p>続きまして、議案第5号 「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>番号1番、申請人、XXXXXXXXXX。届出地、XXXXXXXXXXの一部、畑、2,330平方メートル。目的は高低差解消となります。こちらにつきましては施工済みということですので、始末書添付となっております。 以上でございます。</p>
議 長 浅野登委員	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>21番、浅野です。1番について報告いたします。 去る9月15日に20番、郡司委員、21番、浅野、22番、鈴木委員と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図6ページの右側の位置です。詳しくは地元委員さんお願いいたします。申請地の高低差を解消するためのものであり、農地改良制度の要件から判断して農地改良の目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として同意可と判断し</p>

		<p>ましたので、ご報告いたします。また、この案件は既に客土がなされておられ、始末書が添付されております。</p>
議	長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
	米川完一委員	<p>6番、米川です。1番について説明いたします。 まずもって、現地調査員の皆様ご苦労さまでございました。場所なのですが、国道51号を海岸のほうに入って行って、海岸のほうの一番最初の道を、これ荒地から沢尻に行く道路の左側の、ここは全部ハウスなのですけれども、このハウスの一部が老朽化しまして、ちょうど建て替え時期になっておりまして、それでちょうどハウスがない時期に高低差を解消するということが、客土をしたということでございます。始末書が添付されておりますのは、事後報告になったことでもあります。 以上です。</p>
議	長	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を協議どおり同意することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議ないものと認め、番号1番を協議どおり同意することに決定いたします。</p> <p>(議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について)</p>
議	長	<p>続きまして、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題</p>

		といたします。
議	長	事務局に説明させます。
事	務	議案第6号について説明いたします。
局		申請件数につきましては15件、合計で38筆、面積は7万6,142平方メートルです。利用権の種類でございますが、賃貸借が19筆、使用貸借も19筆となっております。内訳につきましては、全て新規となっております。いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上でございます。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第6号を、申請どおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。 (議案第7号 農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について)
議	長	続きまして、議案第7号「農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。
議	長	事務局の説明を求めます。

<p>事務局</p>	<p>議案第7号についてご説明いたします。この件につきましては、農林振興公社が農地の貸手と利用権、中間管理権を設定し貸付けを希望する農家へ貸出しするために、市町村が農地利用配分計画を作成することとなっております。その配分計画について鉾田市から意見を求められているものです。</p> <p>申請人につきましては2名、筆数は2筆で、面積は2,692平方メートルとなっております。</p> <p>意見書につきましては、記載のとおりとなっております。令和3年9月24日、鉾田市農業委員会会長、飯岡政一ということで意見書を出すこととなります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>議案第7号 農用地利用配分計画(案)に対する意見決定については、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、議案の審議を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、その他について何かありましたらお願いします。事務局のほうからどうぞ。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局のほうから当面の行事等について説明させていただきます。</p> <p>9月なのですが、9月29日水曜日に15時から鹿島地区協議会第2回理事会ということで、鹿嶋市役所のほうに会長と事務局長のほうで出席となっております。</p> <p>10月ですが、10月15日金曜日13時ということで、現地調査を予定しております。出席は櫻井委員、永井委員、富田委員の3名です。</p> <p>18日月曜日10時半から常設審議委員会ということになって</p>

	<p>おりますが、今回は審議する案件はございません。</p> <p>続きまして、20日の水曜日13時半から市町村農業委員会会長、事務局長会議、こちらが水戸のほうで会長と事務局長の出席となっております。</p> <p>22日金曜日が議案書配付となります。</p> <p>来月は25日月曜日14時から10月の定例総会ということで、場所は同じになります。来月は前半の方が出席という形になります。</p> <p>それと、今クールビズということで、今日も暑いのでクールビズなのですけれども、10月、来月までで一応クールビズ終了ということで、現在のようにノーネクタイで大丈夫ということでお話ししておりますので、来月までは今と同じようなスタイルで大丈夫ですので、よろしくお願いします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議長 そのほかについて何かありますか。</p> <p> (発言なし)</p> <p>議長 ないようですので、議事日程を全て終了します。慎重審議ありがとうございました。</p> <p> 以上をもちまして、銚田市農業委員会9月定例総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">午後3時10分 閉 会</p>
--	--